

令和2年

第4回市議会定例会 議案第15号

函館市流水占用料等徴収条例の一部改正について

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

第1条 函館市流水占用料等徴収条例（平成12年函館市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表 3の表中

凍氷	100キロ グラム	54円	
あし，かや，ささ および雑草		75円60銭	
その他	市長が定 める単位	市長が定 める額	

」を

あし，かや，ささ および雑草	100キロ グラム	75円60銭	
-------------------	--------------	--------	--

」に

改める。

第2条 函館市流水占用料等徴収条例の一部を次のように改正する。

別表 1の表中「36, 936円」を「41, 580円」に、「6, 912円」を「7, 810円」に、「3, 456円」を「3,850円」に、「10, 260円」を「11, 550円」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表 2の表中「17円」を「19円」に、「24円」を「27円」に、「36円」を「41円」に、「47円」を「55円」に、「71

円」を「82円」に、「95円」を「110円」に、「440円」を「510円」に、「680円」を「790円」に、「920円」を「1,100円」に、「400円」を「460円」に、「630円」を「730円」に、「870円」を「1,000円」に、「40円」を「46円」に、「4円」を「5円」に、「790円」を「910円」に改める。

別表 3の表中「140円40銭」を「143円」に、「172円80銭」を「176円」に、「226円80銭」を「231円」に、「961円20銭」を「979円」に、「54円」を「55円」に、「108円」を「110円」に、「64円80銭」を「66円」に、「75円60銭」を「77円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の函館市流水占用料等徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用または採取に係る流水占用料、土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料について適用し、同日前の占用または採取に係る流水占用料、土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料については、なお従前の例による。

(提案理由)

河川法の規定を準用する河川に係る流水占用料、土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料の額を改定し、ならびに河川産出物採取料に関する規定を整備するため